

## 日本版出国税スタート

### 国外転出時課税制度

「国外転出時課税制度」(日本版出国税)が、2015年7月1日からいよいよ適用が開始されます。国内に居住していた人が海外に転出する(非居住者になる)場合、株式やその他の有価証券、未決済のデリバティブ取引といった金融資産に対し、転出時に譲渡・決済したものとみなして含み益に課税するという制度です。出国税の課税対象とされる資産・規模が、**出国時に1億円を超える有価証券等**の場合、例外なく課税されることから、株式を売却する予定のないまま出国する場合や、海外赴任等や留学等による一時的な出国である場合でも、一律に一旦は**所得税の確定申告等をする必要があります**。そのため当初の予想以上に多くの方々が影響を受けることになりそうです。

未実現のキャピタルゲインに対する一律課税のため、担税力に配慮し、納税猶予制度や税額の減免措置(減額措置等)も用意されています。出国時に**相応の担保を提供し、納税管理人を指定することを条件として**、出国税課税の対象とされた事業所得、譲渡所得あるいは雑所得に係る所得税の納税が、キャピタルゲインが実現する資産の実際売却時まで、又は出国から5年間(さらに5年間延長可)猶予されます。

出国期間中に対象資産が実際に譲渡された場合、納税猶予の期限が到来し、納税義務が発生します。また納税猶予の期間中は、**対象資産の保有状況に関する届出書を毎年提出する義務**があります。

### 課税の取消し、減額更正、二重課税の調整

**対象資産を売却しないまま**、出国から5年以内に、あるいは猶予期間中(最長10年間)に帰国した場合、**更正の請求により、出国税課税を取消す**ことができます。

また、対象資産を実際に譲渡したとき、あるいは納税猶予の期限が到来したときの価額が、出国税課税時の価額を下回る場合等、**実現したキャピタルゲイン等が出国税課税時より少ない場合は**、更正の請求により、**出国時の年分の所得税の額の減額更正**をすることができます。逆に、**実現したキャピタルゲイン等が出国税課税時より多い場合**、日本においては、**その多い部分に対する課税関係は生じません**。

日本における出国税課税後、対象資産を実際に売却した時点で、出国先の国でもキャピタルゲイン課税がなされる場合があります。この場合に生じる課税済み出国税との二重課税は、対象資産売却時の居住地国である出国先の国で、調整措置の適用を受けることが原則ですが、出国先国がこうした二重課税の調整措置をとらない国である場合、日本で更正の請求を行うことにより、二重課税を調整することが可能とされています。

なお、出国税に係る更正の請求の期間制限は、7年とされます。

注意すべきは、対象資産の譲渡又は決済等による所得が国内源泉所得に該当する等、一定の場合は、更正の請求による二重課税の調整の対象外とする、とされていることです。これにより、たとえば、株式の譲渡が、発行会社に対する譲渡であることによりみなし配当に該当する場合等は、出国税課税とみなし配当課税の二重課税は調整されないことになると考えられますので、自己株式の取得を計画している会社の事業オーナー等は、注意が必要でしょう。

### 贈与、相続又は遺贈による非居住者に対する対象資産の移転～国外転出(相続・贈与)時課税

出国時のみならず、**非居住者への相続、贈与の場合も**要注意です。国内に5年超居住していた被相続人(贈与者)が、1億円以上の対象資産を保有していた場合、非居住者である親族等に対象資産を遺贈もしくは贈与すると、**贈与者、被相続人に対し**、出国税課税と同様、未実現のキャピタルゲインについて、**所得税(事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得)**が課税されます。この場合も国外転出時課税と同様に納税猶予制度を受けることができます。

